

第 82 号議案

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 7 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

第 5 条第 1 号を次のように改める。

(1) 本人が請求する場合 個人番号カードまたは運転免許証、運転経歴証明書（交付された日が、平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳もしくは官公署から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であって、氏名および出生の年月日もしくは住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして教育長が適当と認めるもの。ただし、これらの書類をやむを得ない理由により提出し、または提示することができない場合にあつては、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署およびこれに準ずる団体等から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であつて教育長が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか 2 つとする。

第 5 条第 2 号および第 3 号中「認める書類」の右に「（開示請求、訂正請求または利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 14 条第 1 項の規定により開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面です

の旨を教育委員会に届け出なければならない。本人に代わって本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をした場合も同様とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則」の一部改正の概要について

1 改正の理由

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第2項等の規定に基づく、本人確認に必要な書類等について、これまでは行政指導により対応していた事項について、より公正な対応を図るため、必要な規定の整備を行う必要があることから、滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成7年滋賀県教育委員会規則第13号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

- (1) 本人確認書類の提出・提示すべき書類の数について、個人番号カード等の写真が表示された書類については一つ、国民健康保険証等の写真が表示されていない書類について二つとすることとします。（第5条第1項第1号関係）
- (2) 本人に代わって法定代理人または本人の委任による代理人が提出・提示すべき書類について、その資格が有効であることを確実に確認することができるよう、開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限ることとします。（第5条第1項第2号・第3号関係）
- (3) 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の開示請求をした法定代理人および本人に代わって本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をした場合において、その資格を喪失した場合には、教育委員会に届け出なければならないこととします。（第5条第2項関係）

3 施行日

- ・令和2年4月1日

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(本人確認に必要な書類等)</p> <p>第5条 条例第14条第2項、第24条第1項、第29条第3項および第37条第2項に規定する保有個人情報の本人であること(法定代理人による請求にあっては、本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人等)であること)を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 <u>運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証その他これらに類するものとして教育長が適当と認める書類</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(本人確認に必要な書類等)</p> <p>第5条 条例第14条第2項、第24条第1項、第29条第3項および第37条第2項に規定する保有個人情報の本人であること(法定代理人による請求にあっては、本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人等)であること)を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 <u>個人番号カードまたは運転免許証、運転経歴証明書(交付された日が、平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳もしくは官公署から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であって、氏名および出生の年月日もしくは住所(以下この号において「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして教育長が適当と認めるもの。ただし、これらの書類をやむを得ない理由により提出し、または提示することができない場合にあっては、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保</u></p>

(2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類および戸籍謄本その他当該法定代理人の資格を証明する書類として教育長が適当と認める書類

(3) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該本人の委任による代理人に係る第1号に掲げる書類および本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他当該本人の委任による代理人の資格を証明する書類として教育長が適当と認める書類

(追加)

第6条以下 略

険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署およびこれに準ずる団体等から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であって教育長が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか2つとする。

(2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類および戸籍謄本その他当該法定代理人の資格を証明する書類として教育長が適当と認める書類（開示請求、訂正請求または利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

(3) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該本人の委任による代理人に係る第1号に掲げる書類および本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他当該本人の委任による代理人の資格を証明する書類として教育長が適当と認める書類（開示請求、訂正請求または利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

2 条例第14条第1項の規定により開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。本人に代わって本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をした場合も同様とする。

第6条以下 略